

## 消費税率引上げに伴う地方消費税交付金増収分の使途について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。平成30年度一般会計決算において、下記のとおり社会保障施策経費へ充当した。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 41,133千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 652,203千円

(単位：千円)

事業名		平成30年度 決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫 支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障財 源化分)	その他
社会 福祉	社会福祉 関係経費	336,175	131,027	84,816	0	12,788	12,388	95,156
社会 保険	社会保険 関係経費	261,425	10,050	36,673	0	0	24,731	189,971
保健 衛生	保健衛生 関係経費	54,603	228	5,010	6,500	8,009	4,015	30,841
合 計		652,203	141,305	126,499	6,500	20,797	41,133	315,969

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分) は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分